

令和4年1月11日
子ども・若者部子ども家庭課

生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた 学習・生活支援の拠点事業の拡充について

1 主旨

令和2年度からの子ども計画（第2期）後期計画に内包する形で策定した子どもの貧困対策計画において、教育の支援として地域における学習支援事業等の充実を、また、生活の安定に資するための支援として子どもの居場所づくりの充実を重点施策として掲げている。

この間、子どもの貧困対策計画の重点施策として、「生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業（愛称「まいぶれいす」）」を令和3年度より実施しており、経済的困窮に加え養育困難や虐待等のハイリスクな家庭が、この事業により地域で安定した生活を送ることができ、子どもの貧困対策の推進に加え、児童相談所設置区におけるセーフティネットの強化としての機能も担っていることが明らかになった。

今後、子どもの貧困対策計画および「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を踏まえた子ども計画（第2期）後期計画に掲げる重点政策に基づき、虐待等の早期対応、再発防止のさらなる強化に向けて、二次予防から三次予防の機能を担う「生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業」について、令和5年度より2か所目の整備を行い、事業の拡充を図る。

2 開設初年度の実績から明らかになったこと

開設初年度（令和3年8月～4年3月）の取り組みを通じ、利用している子どもは、不登校や発達障害等により学校や児童館等での集団になじめず他者とのコミュニケーションに課題を抱え、マンツーマンで時間をかけて寄り添い、一人ひとりの状況に応じた支援を必要としていることが確認された。例えば、電話やメール、訪問での働きかけを通じて、昼夜逆転生活を送っていた子どもが生活リズムを取り戻し、学校へ復帰し、高校進学への意欲を高めるようになったり、中学入学後不登校・ひきこもりの子どもが、定期的な利用を通じて学び直しに取り組み、学習習慣が定着し、将来について考えるようになる等の一定の成果をあげることができた。

また、経済的困窮に加え、養育困難、社会的孤立等、複合的困難を抱えている家庭や、虐待等によりハイリスクな家庭にとって、本事業が子どもの居場所や家庭の見守りの場となり、児童相談所や子ども家庭支援センターが親子関係の調整を早期に図ることができるため、子どもが一時保護となることなく、地域で安定した生活を送ができていることが明らかになった。

本事業は、子どもの貧困対策の推進に加え、児童相談所を設置する基礎自治体におけるセーフティネットの強化として、二次予防から三次予防の機能を担っている。

※別紙1 「生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業の実績報告＜令和3年度＞」

3 事業の拡充内容

二次予防から三次予防の機能を担っている本事業の拡充により、子どもの貧困対策の推進に加え、児童相談所を設置する基礎自治体におけるセーフティネットを強化し、利用ニーズはあるものの、距離的な問題から玉川地域や砧地域南部に在住する子どもは利用ができない状況を改善すべく、令和6年度の開設を目指し、令和5年度より2か所目を区内南部に整備する。

(1) 実施場所

玉川三丁目旧保育施設（世田谷区玉川3-27-1）

【物件概要】

- ・住居表示 世田谷区玉川三丁目27番1号
- ・最寄り駅 東急田園都市線 二子玉川駅 徒歩6分
- ・建物構造 R C造地下1階、地上5階の地上1階部分 [H 13 築]
- ・延床面積 131.31m²

(2) 登録人数（うち1日利用者）

約40名（約15名）

(3) 事業内容

別紙2のとおり

(4) 実施方法

本事業の利用者は児童相談所や子ども家庭支援センターが支援をしている子どもや家庭が大半を占め、経済的困窮に加え、虐待、保護者の疾患、子どもの不登校や障害等、複合的な困難を抱えている子どもや家庭が多く、児童相談所設置区における公的なセーフティネットとなっている。

本事業の実施にあたっては、区が、子どもや家庭の生活の安定、子どもの社会的自立に向け、支援を必要とする子どもや家庭の抽出・見立て、利用に向けた働きかけ、利用時のケースワークの調整、中学卒業後の必要な支援へのつなぎとアフターケア等と全体を統括・調整する中で、その運営の一部を事業者が担うものである。

そのため、委託により実施し、学習・生活支援、相談支援の機能を兼ね備えた子どもの居場所事業等の実績のある社会福祉法人やNPO等をプロポーザルにより選定する。

(5) 事業開始時期

令和6年6月（予定）

(6) 施設改修の実施

令和5年度に学習室や相談室の設置など施設改修を行う。

(7) 概算経費

R5年度 14,083千円（改修工事費）

※補助金により 10,000千円の歳入

都：子供の居場所創設事業（補助率10/10） 10,000千円

R6年度 36,103千円（運営費、開設準備費）

※補助金により 18,051千円の歳入

国：生活困窮者自立相談支援事業等補助金（補助率1/2） 17,358千円

都：子供の居場所創設事業（補助率1/2） 693千円

（国補助で対応できない食材費等について都補助を活用）

4 学習・生活支援の拠点事業の充実に向けた関係機関との連携

これまで、対面での意見交換や電話等を通じて、児童相談所や子ども家庭支援センター、教育委員会、中学校、児童館、青少年交流センター等の関係機関と顔の見える関係を築き、連携を図ることで、利用の定着やきめ細かな支援につなげた。

※別紙1 「生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業の実績報告<令和3年度>」

特に児童館に関しては、運営事業者職員の実地研修、事業周知、事業実施状況の共有、本事業における児童館イベント等の活用、本事業の休館時や中学卒業後の支援のつなぎ先として子どもへの紹介、利用している子どもの地域での見守り等を通じて、連携してきた。

二次予防・三次予防の機能をもつ本事業を拡充すると同時に、一次予防における学習支援や子どもの居場所を充実するために、身近な地区における子ども・子育て支援の中核的役割を果たす児童館の夜間や休館日を活用した地域の団体による子どもの学び場を実施する。

また、本事業について、児童館、青少年交流センター、子ども食堂、子どもの学び場等の地域の居場所・学習支援の取り組みと連携し、裾野を広げることにより、地域での多様な支援や見守りをすすめ、児童相談所と子ども家庭支援センターによる「のりしろ型」支援の中で、虐待等の早期発見、早期対応、再発防止を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

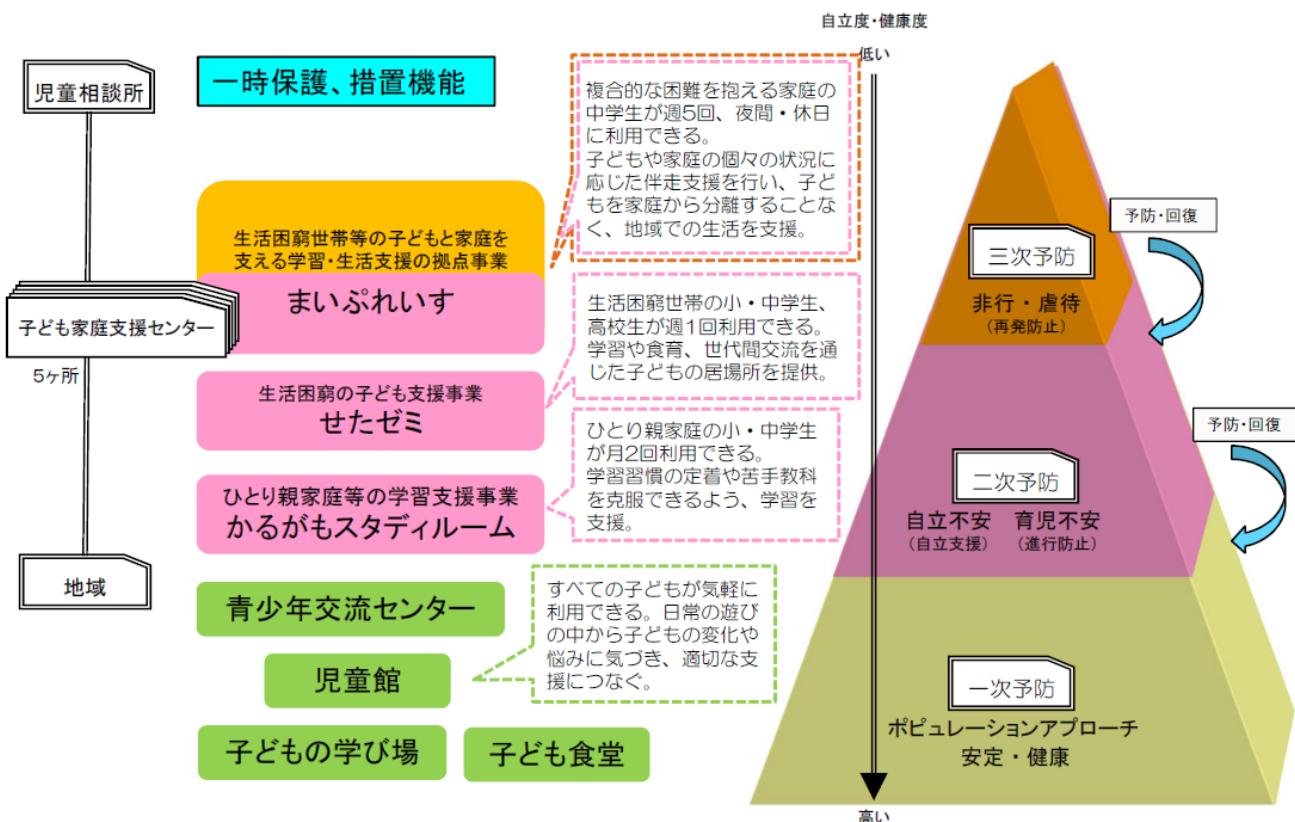
令和5年 4月以降	新規施設の改修に向けた仕様検討・改修工事
9月	運営事業者プロポーザル公告
12月	新規施設の改修工事完了
令和6年 1月	運営事業者選定 什器検討、事業周知、利用者への働きかけに向けた関係機関との調整
3月	新規施設の整備完了
4月	運営事業者への委託の開始、新規施設の利用相談 (利用者・関係機関との調整、運営事業者職員研修、什器設置等)
6月	新規施設の開館

※令和4年9月5日福祉保健常任委員会報告より抜粋

生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた 学習・生活支援の拠点事業の実績報告<令和3年度>

1、事業の位置づけ

本事業は、子どもの貧困対策の推進に加え、児童相談所を設置する基礎的自治体におけるセーフティネットの強化として、二次予防から三次予防の機能を担う。



2、利用している家庭や子どもの状況

経済的困窮に加え、虐待、保護者の疾患、子どもの不登校や障害等、複合的な困難を抱えている子どもや家庭が多い。

(1) 家庭

- 75%がひとり親家庭、25%がふたり親家庭である。
- 生活保護や児童扶養手当を受給している等、8割が所得要件に該当している。
- 9割が虐待や養育困難により、児童相談所や子ども家庭支援センターが支援しており、それ以外もかつて子ども家庭支援センターが支援していた家庭である。

(2) 子ども

- 不登校もしくは不登校傾向の子どもが約半数おり、中には入学後ほとんど登校していない子どももいる。
- 発達障害もしくはグレーゾーン、軽度知的障害の子どもが約半数おり、特別支援級やすまいるルームに在籍している子どもも多い。

3、事例紹介 ※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更

事例①

【利用前の子どもや家庭の状況】

保護者が病気を患い、子どもも不登校・引きこもりがちで、親子で孤立しており、子どもは生活が昼夜逆転し、学習の遅れもみられる。

【支援内容】

生活リズムが乱れている子どもの利用を促すために、開館前に電話や訪問して働きかけを実施。

利用当初は、子どもと共通の趣味をもつユーススタッフがマンツーマンで対応することで、安心できる環境を提供。徐々に環境に慣れたところで、ユーススタッフがパイプ役となり、本人が小集団の活動に参加できるように促していった。

また、子どもが好きな洋楽をきっかけに学習支援につなげ、週2回の個別学習を通じて英語の学び直しをサポート。

子どもと保護者の了承のもと、中学校へも利用状況を定期的に報告することで、情報共有を図っている。

【子どもや家庭の変化】

学校で友人がおらず、保護者以外との関わりがなかったが、ユーススタッフとのおしゃべりや、ゲーム等を通じて同世代の子どもと交流するようになった。安心して過ごせる居場所ができたことで、子どもの体調も安定し、学習意欲も高まり、週3～4回のペースで継続的に利用することで、生活リズムも改善しつつある。

子どもが明るくなり、利用時の出来事を楽しそうに話す姿を見て、保護者が子どもに定期的に利用できるような声かけをし、積極的にサポートするようになった。

事例②

【利用前の子どもや家庭の状況】

子どもに特性があるため、特性を理解した上での対応が必要だが、ひとり親家庭で、保護者が仕事と子育てとの両立に苦労している。

【支援内容】

利用開始後より子どもの様子を把握しながら、本人の特性に合わせた支援を開始。中学校と連携し日々の宿題を把握することで、週5回の利用時に、毎回、短時間ではあるが個別に学習支援を実施。

また、本人を交えた子ども同士の遊びや会話に、ユーススタッフも自然と加わって共に活動したり、トラブルが起きた際には運営事業者職員が丁寧に本人の話や気持ちを聴いたりすることで、他者とのコミュニケーションをサポートした。

家庭や学校では怒られる経験が多いため、小さなことでもできたことをほめ、成功体験を通じて子どもが自己肯定感を高められるようにした。

本事業の利用を通じて、保護者の子育ての負担感を軽減すると同時に、保護者からの就労に関する相談をうけ、子ども家庭支援センターと連携を図りながら、ぶらっとホーム世田谷を紹介した。

【子どもや家庭の変化】

利用開始当初は癪癩をおこすことも多かったが、少しずつ自分の気持ちを言葉で伝えることができるようになった。また、利用時は必ず自ら学習に取り組むようになり、時間を意識して、見通しをもった行動ができるようになっている。

保護者が子どもと余裕をもって接することができるようになると同時に、就労相談につながったことにより、子育てと両立しやすい環境のある仕事に転職を検討し始めている。

事例③

【利用前の子どもや家庭の状況】

一時保護後、施設入所していた子どもが家庭復帰。親子関係に課題があるため、子どもが家庭で安心安全に生活できるよう、見守りが必要。

【支援内容】

家庭での子どもと保護者の衝突を軽減するために、子どもが放課後から夜間を安心して過ごせる居場所を提供。ユーススタッフが身近なロールモデルとなりながら、サポートした。新型コロナウイルス感染拡大の影響で来館が難しい際には、電話連絡を通じて子どもの様子を見守った。

保護者へ電話やメールを通じて子どもの利用時の様子や前向きな変化を伝えると同時に、保護者の子育ての不安を軽減できるように保護者の話を傾聴した。

家庭で親子間の葛藤が高まったと感じられる場面では、児童相談所の職員に情報を迅速に共有し、関係機関との連携のもとサポートした。

【子どもや家庭の変化】

これまで施設でも適応することができなかつたが、家庭的な空間で健全な大人と関わる中で、少しずつ自分の将来について模索し始め、中学卒業後の進路について調べ始める等、その実現に向けて行動できるようになってきている。

反抗期もあり、親子での会話がほぼなかつたが、利用時の夕食のメニューや出来事を中心に親子の会話が増えてきた。

保護者も子どもとの感情的な衝突が減り、子どもの成長を見ることで、子どもの意思を尊重して接するようになりつつある。また、保護者が子どもとの関係で悩みを抱えた際には、保護者が自発的に運営事業者職員や関係機関に相談ができるようになった。

4、関係機関との連携

対面での意見交換や電話等を通じて、関係機関と顔の見える関係を築き、連携を図ることで、利用の定着やきめ細かな支援につなげた。

- ・児童相談所、子ども家庭支援センター

本事業を必要とする家庭の抽出及び子どもや保護者への働きかけ、見学・初回面談時の同行の調整、利用開始前後の子どもや保護者の状況に関する情報共有、支援方針の検討・共有、連絡会（2回）の実施、中学校をはじめとする関連機関との連携の調整、要保護児童支援協議会個別ケース検討会議への参加

- ・教育委員会

中学校、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等学校関係者への事業周知、事業実施状況の共有、不登校の子どもが本事業を利用した際の扱いに関する調整

- ・中学校

事業実施状況の共有、利用開始後及び学校での子どもの状況に関する情報共有、本事業での学習支援内容の検討・共有、宿題や提出物提出等に関する日々のサポート、

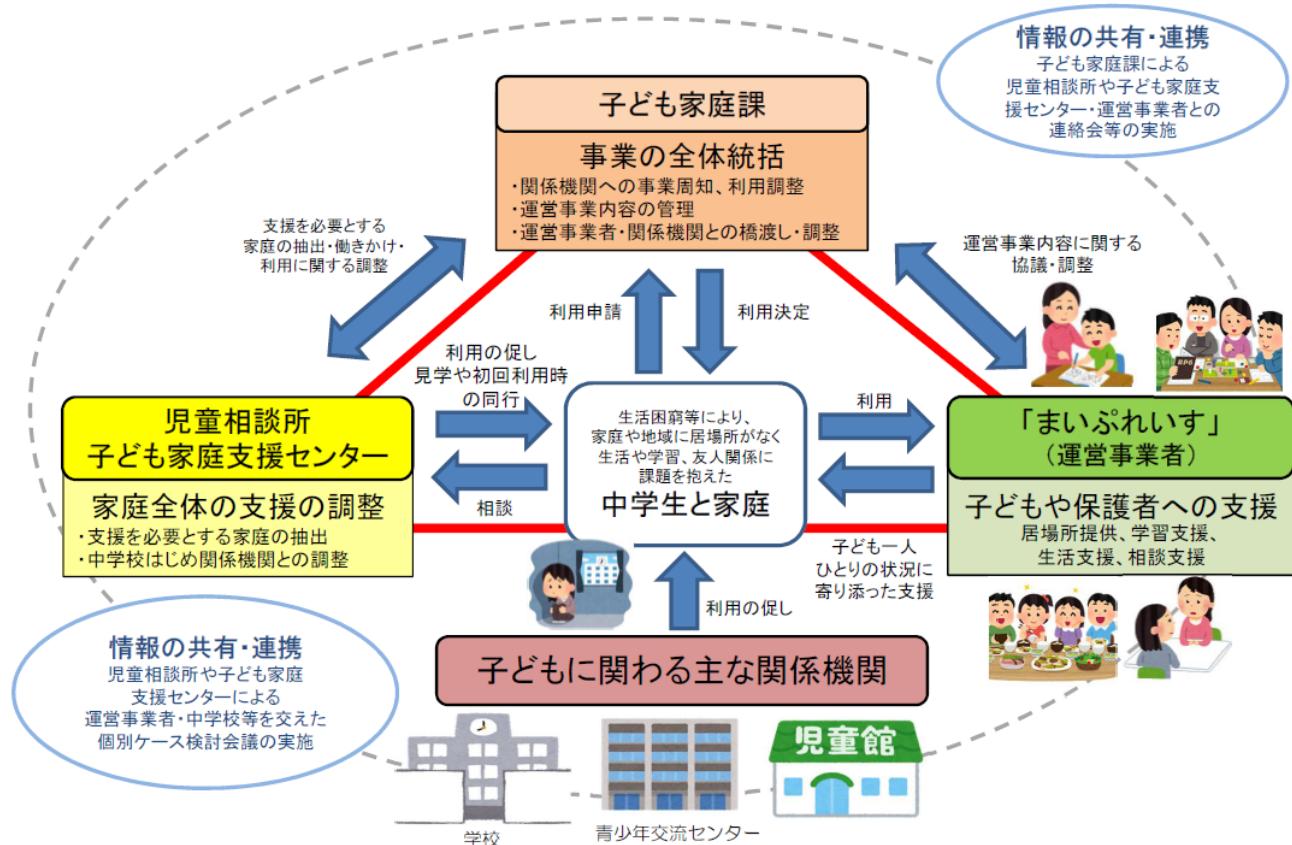
中学卒業後の進路選択に関する相談、不登校の子どもが利用した際の月次報告

・児童館、青少年交流センター

事業開始前の運営事業者職員の実地研修、事業周知、事業実施状況の共有、本事業の休館時や中学卒業後の支援のつなぎ先として子どもと職員による児童館や青少年交流センターの見学、利用している子どもの地域での見守り

・その他の学習支援事業（かるがもスタディルーム、せたゼミ）

事業周知、利用開始前後の子どもや保護者の状況に関する情報共有



生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業 事業概要

1 目的

生活困窮世帯等の子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育むと同時に、区が様々な機関と協働、連携し、地域の支えと見守りの中で、子どもと家庭の現在及び将来の生活の安定に向けた支援をすること。

2 対象者

生活困窮等により、家庭や地域に安心して過ごせる居場所がなく、夜間を一人で過ごすなど、学習・生活習慣等に課題を抱えている区内在住の中学生とその保護者。

ただし、利用する中学生の弟妹（小学校高学年程度）については必要に応じて利用を認める。
※利用要件

一定の所得要件（児童扶養手当・児童育成手当・生活保護・住民税非課税・就学援助（準要保護）受給世帯）を設けるが、児童相談所及び子ども家庭支援センターが支援しているケースは所得にかかわらず利用可能とする。

3 実施する機能

(1) 居場所提供

生活困窮等により家庭や地域に安心して過ごせる居場所がなく、夜間を一人で過ごすということが無いように、スタッフやボランティア等の見守りのもと、自由に利用でき安全で安心して過ごすことができる居場所を提供する。

(2) 学習支援

子どもの学習・生活環境等における課題に応じ、個別の学習支援や自主学習のサポート等を通じ、子どもの学習習慣の定着、進級、中学卒業後の進学・就職に向けた支援を行う。必要に応じて、利用する子どもが所属する中学校と連携しながら支援を行う。

(3) 生活支援

食事の提供で食生活を整えることに加え、調理や片付け・掃除、学校の宿題や提出物の管理、歯磨き・入浴等の衛生管理等、基本的な生活習慣を身に着けることができるよう支援を行う。また、調理やものづくり等の体験活動や季節ごとのイベントを通じ、コミュニケーション能力を育むための支援を行う。

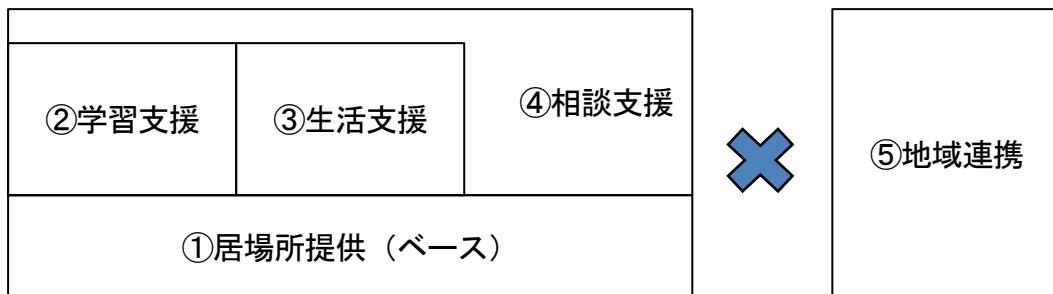
(4) 相談支援（保護者を含む）

各機能の取り組みを通じて子どもの声に耳を傾け、子どものニーズを拾い上げるとともに子どもからの相談に応じる。また、子育てや中学卒業後の進路選択に向けた保護者からの相談に応じるとともに、講座等を通じて子どもの養育に必要な知識や官民の支援に関する情報提供を行う。必要に応じて、子ども家庭支援センター、児童相談所、その他関係機関等の支援につなぐ。

(5) 地域連携

地域の中で温かく継続的に見守りを行うことを目的に、本事業に協力いただける地域人材の発掘等も含め、町会・自治会や主任児童委員、民生・児童委員、青少年委員、子ども食堂をはじめとする地域の子ども支援団体等、地域との連携構築・強化を行う。

※各機能の関係イメージ図



4 運営体制

1名（管理監督者）、3名（児童指導員等）程度

※その他学生等のアルバイト3～4名／日を活用予定

【スタッフ配置の考え方】

家庭の事情や個々の特性が様々な子どもたちが利用する事業であることを留意し、子ども一人ひとりに対して、寄り添った関わり合いができる体制を整える。

5 実施時間

週5日（土日含む）、16時～21時頃

6 利用料金

無料とする。（登録制）